

第4節 基本目標4 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます

1 廃棄物の減量と適正処理の推進

現 状

廃棄物

近年、ごみの総排出量は減少していますが、これは可燃ごみや破碎ごみの減少によるものが大きく、一方で資源ごみは増加していることから、ごみの分別・減量化が進んでいるものと考えられます。

本市では、ごみ減量・資源化の対策として、家庭ごみについては、生ごみ処理機等購入補助制度をはじめ、地域のステーション協力員やリサイクル推進員、各種関係団体の協力のもとに、家庭ごみの分別排出の徹底を図っています。

また、事業系ごみについては、地球にやさしいオフィス、地球にやさしい店登録制度を設け、事業所・店舗の協力のもとに、ごみの発生抑制、ごみ減量化とリサイクルの推進に努めています。

ごみ収集量の推移

単位：t

区 分	可 燃	破 碎	資 源	合 計
H14年度	106,433	16,734	28,799	151,966
15	107,478	16,891	29,595	153,964
16	102,553	16,320	30,562	149,435
17	102,166	13,851	32,155	148,172
18	118,534	16,140	36,066	170,740

注1：資源には有害ごみを含む。

注2：平成16年度は災害ごみを含まない。

注3：平成17年度は合併後の合併町分の量を含む。

注4：平成18年度の収集量は合併後の合併町分の量を含む。

ごみ処理量の推移

単位：t

区 分	焼却処理	破碎・圧縮 処理等	再生・無害化 処理	埋立処分	合 計
H14年度	106,433	12,889	28,799	3,845	151,966
15	107,478	14,514	29,595	2,377	153,964
16	102,553	15,647	30,562	673	149,435
17	102,166	12,983	32,155	868	148,172
18	118,534	15,040	36,066	1,100	170,740

注1：処理量は、焼却・破碎等の中間処理量のみとし、中間処理後残渣の埋立処分量は含まない。

注2：平成17年度は合併後の合併町分の量を含む。

注3：平成18年度は合併後の合併町分の量を含む。

課 題

廃棄物

私たちは、資源の消費や環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方や生活様式を改めて見直さなければならない時代を迎えております。

このような中、本市では、市民や事業者の協力のもと様々なごみ減量化対策を行っており、現在、ごみの総排出量は減少傾向にあります。これからの社会情勢によっては、増加に転じることも十分考えられます。

今後は、より一層市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、それぞれが積極的に役割を果たし、協働で行うことにより、さらなるごみの減量化・資源化のための仕組みづくりを整えることや不法投棄対策を講じることのほか、市民一人一人のごみに対する意識を高めるためにも、啓発事業や環境教育といった取組を行うことがますます必要となってきます。

市の取組

1 ごみに対する意識の改革

(1) ごみに対する意識の啓発事業

広報紙・パンフレット・ホームページやイベント等の活用により、市民へのごみ減量化・資源化に関する情報提供を行います。また、買い物袋持参等レジ袋の削減に関して、市民に対しては、啓発を行います。事業者（レジ袋削減に関する協定の参加企業）に対しては、環境に配慮した企業努力をより一層求めていきますが、一方で企業イメージをサポートするような広報活動等を行います。

- (2) ごみ問題に関する環境教育の充実
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換を進めるため、学校教育および生涯学習における環境教育の充実を図ります。
- (3) 3Rの普及啓発
広報紙やホームページ等を活用し、「もったいない」の心を踏まえた、3R（発生抑制：リデュース・再使用：リユース・再生利用：リサイクル）の普及啓発を図ります。
- (4) グリーン購入の推進
市の業務活動において必要となる物品等の購入に当たり、環境物品等の優先的な購入の推進を図ります。

2 ごみ処理の適正化

- (1) 廃棄物処理施設の適正処理のための調査・指導
市内の廃棄物処理施設が適正に維持管理されるよう、定期的な立入検査を行い、苦情が発生した場合には必要に応じて適宜対応します。
- (2) ごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブックの作成
市民にごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブックを配布し、市民へのごみ分別等の啓発に努め、適正なごみ処理を促します。
- (3) 生ごみ処理機等購入補助制度の推進
家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器または生ごみ処理機の購入に係る費用の一部を助成することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ります。
- (4) 「地球にやさしいオフィス・店」登録制度の推進
事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、地球環境の保全と資源有効利用に貢献する事業所や店を「地球にやさしいオフィス・店」として登録し、環境に配慮した消費行動への協力を呼びかけます。
今後は、さらに制度の見直し・充実を図り、より一層の普及啓発に努めます。
- (5) 事業系一般廃棄物の適正化処理
多量排出事業所に対しては実態を把握し、減量計画書の提出を義務付けるとともに、それに基づき指導を行います。
- (6) 枝葉、剪定枝の堆肥化事業の推進
家庭から排出される枝葉、剪定枝を堆肥化し、ごみの減量化・資源化を図ります。
- (7) 廃棄物処理施設の適正管理の推進
本市の廃棄物処理施設を計画的に運営するとともに、環境への負荷の低減を図ります。

3 不法投棄の防止

- (1) 不法投棄等廃棄物の不法処理の防止
効果的な立入検査や指導監視を行うことにより、廃棄物の不適正処理を防止します。
- (2) 不法投棄防止カメラの設置
不法投棄が多く見られる地域に監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を建て、市民への不法投棄防止の啓発を行います。
- (3) 不法投棄防止パトロールの実施
不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄されているごみについては、投棄者の調査・指導を行うとともに早期の撤去に努めます。また、ヘリコプターによる空中監視や海上保安庁と協力して海岸線のパトロールを実施します。
- (4) クリーン作戦等清掃活動の実施
地元住民やボランティアなどが行う海岸や山間地での不法投棄撤去等の清掃活動を、積極的に支援します。
- (5) 市民・事業者への不法投棄防止、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発
廃棄物許可業者・産業廃棄物の多量排出事業者またはPCB廃棄物の保管事業者を対象とした講習会を開催し、不法投棄の防止、野外での焼却の禁止などの適正処理について説明を行います。また、ホームページや広報紙等に、適正処理に関する説明を掲載して市民への周知に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携をとり、不法投棄防止に取り組みます。

私たちにできること

1 市民

- (1) 買い物にはマイバッグを持参し、過剰包装やポリ袋などの使い捨て包装材料を使用しないように努めます。
- (2) ごみの分別を徹底するなど、排出ルールを守ります。
- (3) 生ごみは、堆肥化し土壌へ還元するなど、ごみ減量に努めます。
- (4) 地域の不法投棄撤去等の清掃活動に、積極的に参加します。

2 事業者

- (1) グリーン購入に積極的に取り組みます。
- (2) 事業系一般・産業廃棄物の発生抑制や再資源化に努めるとともに、適正な処分を行います。
- (3) 地域の不法投棄撤去等の清掃活動に、積極的に参加します。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
ごみ排出量	170,740 t / 年	162,000 t / 年
再生利用量	37,902 t / 年	40,000 t / 年
一人一日当たりの家庭ごみ排出量 (資源ごみを除く)	464 g / 人・日	450 g / 人・日
最終処分量	19,310 t / 年	17,000 t / 年
不適正な保管等の量	24,355 t	19,000 t 以下
不法投棄撲滅クリーン作戦の 参加者数	5,670 人 / 年	6,800 人 / 年

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

2 水資源の確保と水の有効利用

現 状

水資源・水循環

地球は水の惑星であり、約14億km³の水があると言われていますが、そのうち淡水はわずか3%しかありません。その上、淡水の大部分は北極・南極にあり、河川や地下水などの利用可能な淡水はわずか0.8%にしか過ぎません。

このように限りある水は偏在しており、特に年間を通じて寒暖の差、降雨量の少ない瀬戸内海式気候の讃岐平野は、古来より水の確保に大変苦勞してきたことから、先人は多くのため池を築いてきました。

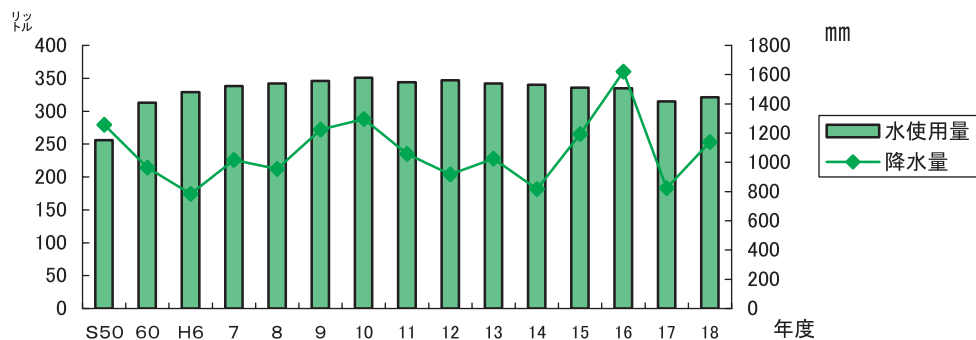
また、長年の悲願であった香川用水の導水により、それまでの水事情は解消しましたが、近年では、度重なる異常気象に伴い、取水制限を受けており、水不足の抜本的な解決には至っておりません。

このような状況において、一人一日当たりの水使用量は減少傾向であり、また、取水量・配水量もわずかに減少していることから、様々な水対策の効果とともに、市民に節水意識が強く浸透しているものと推測されます。

また、本市では、平成14年度に高松市水循環健全化計画を策定し、計画的に水問題に取り組んでいます。

節水意識の啓発はもとより、雨水・地下水・再生水といった様々な種類の水をできる限り有効に利用するため、施設整備、啓発活動、設備購入助成など、様々な施策を実施しています。

一人一日平均水使用量(事業所等含む)と年間降水量



課題

水資源・水循環

これまでの施策を継続・強化し、市民の一層の節水意識の高揚を図るとともに、様々な水源の確保をさらに推進していくことが重要です。河川や地下水については、森林や緑地を保全し水源涵養を一層図っていく必要があります。

また、都市化が進むと、建物やアスファルト舗装などにより地表が覆われ、緑地や樹林地などの地面が減少し、それを通じた地下浸透量が減少するため、市街地開発の際は緑地の確保等を行い、地下浸透を促すよう努めることが必要です。

さらに、再生水利用下水道事業の推進や雨水貯留・浸透施設の一層の整備を図り、節水・水の循環利用を進める必要があります。

なお、今後、地下水の有効活用や椋川ダムの早期完成が図られるよう、引き続き国・県に対して要望し、県水依存度を約50%にまで引き下げることを目標に事業を推進する必要があります。

市の取組

1 節水意識の啓発

(1) 各種啓発活動の実施

節水型都市づくりを進めるため、広報紙等による節水啓発を行うとともに、水道週間等において、節水PRを実施するほか、内場ダムや早明浦ダム周辺の水源地域との交流事業、早明浦ダム周辺をはじめ内場ダムなど水源地域のボランティア清掃を行います。

また、節水型街づくり推進協議会（香川県・県内全市町で構成）による小学生用節水副読本の配布、行事における節水広報など、節水意識の普及・高揚を図ります。

(2) 早明浦湖水祭四国の子ども交歓会の開催

早明浦ダムを介して利水の恩恵を受けている高松市の親子と、水源地域の子もたちがダム湖畔に集い、相互に交流して友情の輪を広げるとともに、自然の中での体験学習を通して水の有効利用や水源涵養思想の高揚を図るため、早明浦湖水祭四国の子ども交歓会を開催します。

(3) 「香川用水の水源巡りの旅」の実施

中学生を対象とした「香川用水の水源巡りの旅」を実施し、香川用水および水資源に対する意識の高揚と節水・水の有効利用の推進を図ります。

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

2 水の循環利用の推進

- (1) 雨水貯留施設整備費の補助による雨水の利用促進
節水型都市づくりの一環として、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対してその一部を助成し、雨水の利用促進に努めます。
- (2) 雨水浸透施設整備経費の補助による雨水の利用促進
雨水浸透施設を設置する者に対してその一部を助成することにより、雨水の地下への浸透の促進、河川等への雨水の流入の抑制および地下水の涵養を図ります。
- (3) 再生水利用下水道事業の推進
節水・水循環型都市づくりを推進し、下水処理水を有効利用するため、再生処理施設および再生水管を整備し、利用希望者への供給を行います。
- (4) 公共工事における雨水浸透施設の設置（再掲：施策の項目3 2 3）
公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる構造にするよう努めます。
- (5) 河川改修工事事業の推進（再掲：施策の項目3 2 3）
自然石による護岸、透水性のある水路底等、自然環境や渇水対策に配慮した整備に努めます。
- (6) 大規模建築物の節水・循環型水利用計画の啓発
2000 m²以上の大規模建築物を建築する場合、節水・循環型水利用計画書を提出してもらい、水の有効活用に対する意識を高めます。

3 水源の確保

- (1) 栂川ダム建設事業の推進
渇水に強いまちづくりの推進のため、水利権のある水源として、栂川ダム建設事業を県とともに推進します。
- (2) 地下水源の調査・開発
渇水に強いまちづくりの推進のため、地下水源の調査・開発を、水循環の保全に配慮しながら、計画的に行います。
- (3) 造林助成事業の推進（再掲：施策の項目2 1 1）
災害防止・水源涵養など、森林の多面的機能の確保を図るため、森林所有者による計画的な植栽・下刈・枝打・除間伐等の造林事業に対して、助成金を交付します。
- (4) 分収造林事業による森林整備の推進（再掲：施策の項目2 1 1）
森林資源造成のため、分収造林地を整備することにより、水源涵養および緑化による自然環境の保全を図ります。

※ 高松水環境会議において、幅広い議論を重ねる中で、水循環、水資源などの課題に取り組みます。

私たちにできること

1 市民

- (1) 風呂水の再利用・食器のため洗いなど，日常生活での節水を実践します。
- (2) 雨水タンクなどの雨水貯留施設を設置し，雨水の有効利用を図ります。
- (3) 各家庭の敷地などでの雨水浸透に努めます。
- (4) 電化製品の購入の際には，節水型機器の購入に努めます。

2 事業者

- (1) 雨水貯留槽などの雨水貯留施設を設置し，雨水の有効利用を図ります。
- (2) 事業所敷地内での雨水浸透に努めます。
- (3) 排水再利用施設を整備し，雑用水の再利用を図ります。
- (4) 再生水が供給可能な地域では，再生水を利用します。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
一人一日当たりの平均水道使用量	321ℓ／人・日	312ℓ／人・日
下水処理再生水利用施設数	52 施設	70 施設

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料